

## 佐倉市一般廃棄物処理基本計画見直し(案)の概要

### 1. 目的

本計画は平成6年度に策定され、その後改定が重ねられてきました。平成17年3月に策定された現計画は、「ごみ処理基本計画編」及び「生活排水処理基本計画編」から構成され、目標年次は平成31年度と設定しています。

国の指針では、15年程度の計画期間とし、概ね5年、または大きな変動があった場合に見直しを行うこととされています。

今回の見直しでは、現計画が策定後8年を経過しており、計画の基礎数値に大きな変動があることから、実態の数値に即した内容にすることを基本としながら、全体をコンパクトでわかりやすいものにするにとしました。

また、「ごみ処理基本計画編」においては、平成25年4月から「小型家電リサイクル法」が施行されたことと、平成13年度から有料個別収集が開始された粗大ごみ収集制度が10年以上を経過したことに伴い、市民の利便性等を考慮した収集体制の一部見直しを併せて行うこととしています。

### 2. 主な改正点

#### (1)実績値に基づく目標値の見直し（「ごみ処理基本計画編」及び「生活排水処理基本計画編」）

計画中のデータを最新のものとすることに伴い、そのデータをもとに将来推計を行うことで設定していた目標値の見直しを行いました。

ごみ処理基本計画編の総排出原単位の平成31年度の目標値（集団回収を含まない）について、現計画の1人1日809.4gから752.6gとし（56.8g減）、リサイクル率を31.8%から23.8%に変更しました（8%減）。

生活排水処理基本計画編では、生活排水処理率の平成31年度の目標値について、現計画の91.0%から98.1%に変更しました（7.1%増）。

#### (2)計画全体のコンパクト化

現計画が本文124ページに及ぶのに対し、今回、計画中の資料等を見直すことで、本文65ページの計画としました。

#### (3)収集体制の一部見直し（「ごみ処理基本計画編」）

小型家電リサイクル法の施行を受け、将来の本格的な小型家電リサイクルへの取組みを視野に入れて、小型の金属類・小型家電の集積所収集を開始します。これにより、小型の金属類・小型家電を主に収集してきた、有料戸別収集である「粗大ごみ雑芥類」を廃止します。